

【ウラン濃縮施設における核物質防護に係る情報保護区域への入域管理不徹底について】

- 核燃料物質の加工の事業に関する規則では、特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理することが要求されている。
- 2022年10月27日、再処理事業所内に設置しているウラン濃縮施設の秘密情報の管理を行うための区域（以下「情報保護区域」という。）に関して、再処理事業部の核物質防護に携わる者が雑品庫として使用していたため、濃縮施設の特定核燃料物質の防護に関する秘密（以下「核物質防護秘密」という。）を業務上知り得る者以外の者292名が入域できる状態となっていたことが確認された。
- さらに、情報保護区域内のキャビネットの鍵について、ウラン濃縮施設の核物質防護秘密を業務上知り得る者以外の者が管理していたことが確認された。
- 本事象の問題点は2つである。
- 1つ目は、本来は情報保護区域への入域権限の管理と金属製のキャビネットの施錠管理を行うことで、情報保護区域への入域管理に関する規制要求を満たすべきところ、金属製のキャビネットの施錠管理をすることで規制要求を満たしたものと誤認していたことである。
- 2つ目は、当該キャビネットの鍵を管理していた再処理事業部と濃縮事業部の兼務者が、2021年9月1日に濃縮事業部の兼務が解除されたにもかかわらず、鍵の引継ぎを失念したことである。
- 本事象が確認されたことを受けて2022年10月28日に、核物質防護秘密をウラン濃縮施設にある情報保護区域へ移動した。
- また、核物質防護秘密の管理に関するルールの徹底について、2022年12月13日までに関係者へ再教育を実施した。

以上